積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工　事　設　計　書

事業年度	令和 8年度		
設計年月	令和　年　月		
予算科目	款　　項　　目　　節		
工事場所	京都市伏見区深草大亀谷五郎太町３７番地		
路線名又は河川名等			
工事名	京都市立藤城小学校危険樹木対策工事		
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月31日まで		
事業課（所）名	教育環境整備室	単価使用年月	令和　年　月
工事番号		歩掛適用年月	令和　年　月
変更回数		基準適用年月	令和　年　月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市　教育委員会

チェック欄	

京都市

工事概要						
	樹木整姿工・伐採工				本	204
	伐採	本	131	基本剪定	本	55
	軽剪定	本	18	雑木伐採	式	1
	ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ（中低木植栽工）	本	4			

施工理由	
	本工事は、京都市立藤城小学校の敷地内において、校内緑地の適切な管理を行うため、危険樹木、繁茂した樹木の伐採及び剪定を行うものである。

			設計額		請負額	
			金額	増減額	金額	増減額
工事費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
支給品費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	

京都市　教育委員会

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年8月	
歩掛適用年月	2026年8月	
基準適用年月	2026年8月	
単価地区	2601:Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	09:公園工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（１）－３	1.2
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（１）－３	1.1
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

京都市

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
植栽工	中低木植栽工	ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ （植栽割増し有り）	樹高(H):0.3m,枝張(W):0.4m, 土壌改良材(ﾊﾞｰｸたい肥,ﾋﾟｰﾄﾓｽ),客土(山砂(洗い･真砂土))含む	本	1,318	
公園施設等撤去･移設工	樹木整姿工	軽剪定c	幹周51~76cm未満	本	10,520	
		軽剪定d	幹周76~101cm未満	本	13,780	
		軽剪定e	幹周101~126cm未満	本	21,030	
		軽剪定f	幹周126~151cm未満	本	34,080	
		軽剪定h	幹周176~201cm未満	本	76,360	
		軽剪定i	幹周201~226cm未満	本	107,300	
		軽剪定k	幹周251cm~	本	260,900	
		基本剪定b	幹周26~51cm未満	本	11,680	
		基本剪定c	幹周51~76cm未満	本	19,120	

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
		基本剪定d	幹周76~101cm未満	本	25,770	
		基本剪定e	幹周101~126cm未満	本	38,350	
		基本剪定f	幹周126~151cm未満	本	60,820	
		基本剪定g	幹周151~176cm未満	本	103,700	
		基本剪定h	幹周176~201cm未満	本	149,500	
		基本剪定i	幹周201~226cm未満	本	212,100	
		基本剪定j	幹周226~251cm未満	本	272,500	
		基本剪定k	幹周251cm~	本	471,500	
		藤棚剪定 （ｴﾘｱ2）		施工 箇所	56,200	
	樹木伐採工	伐採a	幹周20cm未満	本	4,451	

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
		伐採b	幹周20~30cm未満	本	10,270	
		伐採c	幹周30~60cm未満	本	23,330	
		伐採d	幹周60~90cm未満	本	40,080	
		伐採e	幹周90~120cm未満	本	53,400	
		伐採f	幹周120~150cm未満	本	89,250	
		伐採g	幹周150~180cm未満	本	109,000	
		伐採h	幹周180~210cm未満	本	166,300	
		伐採i	幹周210~240cm未満	本	228,300	
		超高木伐採 （ｴﾘｱ1）	幹周183cm	本	200,500	
		雑木伐採（傾斜部） （ｴﾘｱ4）		施工箇所	200,500	

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
		雑木伐採（ﾌｪﾝｽ裏） （ｴﾘｱ4）		施工 箇所	140,500	
		高木・雑木伐採 （ｴﾘｱ5）	参考数量:高木 N=52本	施工 箇所	1,905,000	
		大径木伐採 （ｴﾘｱ8）	幹周322cm	本	200,500	
		雑木伐採（傾斜部） （ｴﾘｱ9）		施工 箇所	140,500	
	運搬処理工	処分	種別:幹	t	1,000	
		処分	種別:枝葉	t	12,000	
		処分	種別:ﾂﾙ	t	35,000	
		処分	種別:竹	t	35,000	

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立藤城小学校危険樹木対策工事	事業区分 工事区分	公園緑地整備･改修 植栽

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
植栽		式	1				
植栽工		式	1				
中低木植栽工		式	1				
ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ （植栽割増し有り）	樹高(H):0.3m,枝張(W):0.4m, 土壌改良材(ﾊﾞｰｸたい肥,ﾋﾟｰﾄﾓｽ),客土(山砂(洗い･真砂土))含む	本	4				単　1号
公園施設等撤去･移設工		式	1				
樹木整姿工		式	1				
軽剪定c	幹周51~76cm未満	本	4				単　2号
軽剪定d	幹周76~101cm未満	本	4				単　3号
軽剪定e	幹周101~126cm未満	本	4				単　4号
軽剪定f	幹周126~151cm未満	本	2				単　5号
軽剪定h	幹周176~201cm未満	本	1				単　6号
軽剪定i	幹周201~226cm未満	本	1				単　7号
軽剪定k	幹周251cm~	本	2				単　8号

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立藤城小学校危険樹木対策工事	事業区分 工事区分	公園緑地整備･改修 植栽

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基本剪定b	幹周26~51cm未満	本	15				単　9号
基本剪定c	幹周51~76cm未満	本	9				単　10号
基本剪定d	幹周76~101cm未満	本	9				単　11号
基本剪定e	幹周101~126cm未満	本	6				単　12号
基本剪定f	幹周126~151cm未満	本	2				単　13号
基本剪定g	幹周151~176cm未満	本	1				単　14号
基本剪定h	幹周176~201cm未満	本	3				単　15号
基本剪定i	幹周201~226cm未満	本	1				単　16号
基本剪定j	幹周226~251cm未満	本	4				単　17号
基本剪定k	幹周251cm~	本	5				単　18号
藤棚剪定 (ｴﾘｱ2)		施工箇所	1				単　19号
樹木伐採工		式	1				
伐採a	幹周20cm未満	本	2				単　20号

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立藤城小学校危険樹木対策工事	事業区分 工事区分	公園緑地整備･改修 植栽

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
伐採b	幹周20~30cm未満	本	8				単　21号
伐採c	幹周30~60cm未満	本	12				単　22号
伐採d	幹周60~90cm未満	本	20				単　23号
伐採e	幹周90~120cm未満	本	14				単　24号
伐採f	幹周120~150cm未満	本	7				単　25号
伐採g	幹周150~180cm未満	本	9				単　26号
伐採h	幹周180~210cm未満	本	4				単　27号
伐採i	幹周210~240cm未満	本	1				単　28号
超高木伐採 （ｴﾘｱ1）	幹周183cm	本	1				単　29号
雑木伐採（傾斜部） （ｴﾘｱ4）		施工箇所	1				単　30号
雑木伐採（ﾌｪﾝｽ裏） （ｴﾘｱ4）		施工箇所	1				単　31号
高木・雑木伐採 （ｴﾘｱ5）	参考数量:高木 N=52本	施工箇所	1				単　32号
大径木伐採 （ｴﾘｱ8）	幹周322cm	本	1				単　33号

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立藤城小学校危険樹木対策工事	事業区分 工事区分	公園緑地整備･改修 植栽

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
雑木伐採（傾斜部） (ｴﾘｱ9)		施工箇所	1				単　34号
運搬処理工		式	1				
運搬	種別:幹 ﾄﾗｯｸ2t積級	t	73				単　35号
運搬	種別:枝葉 ﾄﾗｯｸ2t積級	t	35				単　36号
運搬	種別:ﾂﾙ ﾄﾗｯｸ2t積級	t	0.5				単　37号
運搬	種別:竹 ﾄﾗｯｸ2t積級	t	2				単　38号
処分	種別:幹	t	73				単　39号
処分	種別:枝葉	t	35				単　40号
処分	種別:ﾂﾙ	t	0.5				単　41号
処分	種別:竹	t	2				単　42号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	20				単　43号

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	京都市立藤城小学校危険樹木対策工事	事業区分 工事区分	公園緑地整備･改修 植栽

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費(積上計上)	みやこ柚木看板 1100㎜×1400㎜,1枚	式	1				内　1号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

内　1号	現場環境改善費(積上計上)	みやこ杣木看板 1100㎜×1400㎜,1枚	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費(積上) *		式	1				単　50号
合計							

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　1号	ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ （植栽割増し有り）	樹高(H):0.3m,枝張(W):0.4m, 土壌改良材(ﾊﾞｰｸたい肥,ﾋﾟｰﾄﾓｽ),客土(山砂(洗い・真砂土))含む	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
公園植栽（植樹） WB812510	低木(株物) 樹高60cm未満,100本未満,有,有	本	10			単　44号 06-02-09
山砂(洗い･真砂土) 75μm通過6%以下 単価補正1.005　Z301210022		m3	0.16			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　2号	軽剪定c	幹周51~76cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	2.7			
普通作業員 R0102		人	1.2			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　3号	軽剪定d	幹周76~101cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	3.6			
普通作業員 R0102		人	1.5			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　4号	軽剪定e	幹周101~126cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	5.4			
普通作業員 R0102		人	2.4			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　5号	軽剪定f	幹周126~151cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	9			
普通作業員 R0102		人	3.6			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　6号	軽剪定h	幹周176~201cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	20.4			
普通作業員 R0102		人	7.8			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　7号	軽剪定i	幹周201~226cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	28.8			
普通作業員 R0102		人	10.8			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　8号	軽剪定k	幹周251cm~	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	72			
普通作業員 R0102		人	24			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　9号	基本剪定b	幹周26~51cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	3.2			
普通作業員 R0102		人	1.1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　10号	基本剪定c	幹周51~76cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	5.5			
普通作業員 R0102		人	1.5			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　11号	基本剪定d	幹周76~101cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	7			
普通作業員 R0102		人	2.5			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　12号	基本剪定e	幹周101~126cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	10			
普通作業員 R0102		人	4.2			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　13号	基本剪定f	幹周126~151cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	16			
普通作業員 R0102		人	6.5			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　14号	基本剪定g	幹周151~176cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	29			
普通作業員 R0102		人	9.1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　15号	基本剪定h	幹周176~201cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	40			
普通作業員 R0102		人	15.2			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　16号	基本剪定i	幹周201~226cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	58			
普通作業員 R0102		人	20.1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　17号	基本剪定j	幹周226~251cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	75			
普通作業員 R0102		人	25.3			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　18号	基本剪定k	幹周251cm~	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	130			
普通作業員 R0102		人	43.5			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　19号	藤棚剪定 (ｴﾘｱ2)		単位	施工箇所	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
藤棚剪定 【見積り】		施工箇所	1			
合計						
単価						円／施工箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　20号	伐採a	幹周20cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	0.6			
普通作業員 R0102		人	0.9			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	0.2			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　21号	伐採b	幹周20~30cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	1.6			
普通作業員 R0102		人	1.9			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	0.4			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　22号	伐採c	幹周30~60cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	3.7			
普通作業員 R0102		人	4.6			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	0.6			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　23号	伐採d	幹周60~90cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	6.1			
普通作業員 R0102		人	8			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	1.2			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　24号	伐採e	幹周90~120cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	8.5			
普通作業員 R0102		人	10			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	1.8			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　25号	伐採f	幹周120~150cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	13.5			
普通作業員 R0102		人	18			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	2.6			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　26号	伐採g	幹周150~180cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	16			
普通作業員 R0102		人	21			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	4.5			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　27号	伐採h	幹周180~210cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	30			
普通作業員 R0102		人	26			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	6.5			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　28号	伐採i	幹周210~240cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工 R0104		人	40			
普通作業員 R0102		人	30			
ﾁｪｰﾝｿｰ運転		日	15			単　45号
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　29号	超高木伐採 (ｴﾘｱ1)	幹周183cm	単位	本	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
超高木伐採 【見積り】		本	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　30号	雑木伐採（傾斜部） (ｴﾘｱ4)		単位	施工箇所	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
雑木伐採（傾斜部） 【見積り】		施工箇所	1			
合計						
単価						円／施工箇所

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　31号	雑木伐採（ﾌｪﾝｽ裏） （ｴﾘｱ4）		単位	施工箇所	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
雑木伐採（ﾌｪﾝｽ裏） 【見積り】			施工箇所	1				
合計								
単価							円／施工箇所	

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　32号	高木・雑木伐採 （ｴﾘｱ5）	参考数量:高木 N=52本	単位	施工箇所	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
高木・雑木伐採 【見積り】			施工箇所	1				
合計								
単価							円／施工箇所	

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　33号	大径木伐採 (ｴﾘｱ8)	幹周322cm	単位	本	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
大径木伐採 【見積り】		本	1			
合計						
単価						円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　34号	雑木伐採（傾斜部） (ｴﾘｱ9)		単位	施工箇所	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
雑木伐採（傾斜部） 【見積り】		施工箇所	1			
合計						
単価						円／施工箇所

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　35号	運搬	種別:幹 ﾄﾗｯｸ2t積級	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
木くず運搬 DY1415	人力積込,有,0km超え5km未満	t	1			単　46号 60-01-12
合計						
単価						円／t

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　36号	運搬	種別:枝葉 ﾄﾗｯｸ2t積級	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
木くず運搬 DY1415	人力積込,有,0km超え5km未満	t	1			単　47号 60-01-12
合計						
単価						円／t

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　37号	運搬	種別:ﾂﾙ ﾄﾗｯｸ2t積級	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
木くず運搬 DY1415	人力積込,有,10km以上20km未満	t	1			単　48号 60-01-12
合計						
単価						円／t

1次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　38号	運搬	種別:竹 ﾄﾗｯｸ2t積級	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
木くず運搬 DY1415	人力積込,有,10km以上20km未満	t	1			単　48号 60-01-12
合計						
単価						円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　39号	処分	種別:幹	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 幹 Y007600001001		t	1			
合計						
単価						円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　40号	処分	種別:枝葉	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 枝葉 Y007600001002		t	1			
合計						
単価						円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　41号	処分	種別:ﾂﾙ	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 ﾂﾙ Y007600001003		t	1			
合計						
単価						円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　42号	処分	種別:竹	単位	t	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 竹 Y007600001004		t	1			
合計						
単価						円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　43号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B WB010212		人日	1			単　49号 02-05-20
合計						
単価						円／人日

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　44号 WB812510	公園植栽（植樹）	低木(株物) 樹高60cm未満,100本未満,有,有	単位	本	単位数量	100	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
樹木 ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ 単価補正1.005(FP3)　Y001500000002		本	100			
土壌改良材 土壌改良剤（ﾊﾞｰｸたい肥,ﾋﾟｰﾄﾓｽ） 単価補正1.005(FP3)　Y001513005001		本	100			
公園植栽工 植樹工 低木 樹高60cm未満 単価補正1.206(FP3)　Q001480005		本	100			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／本

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　45号	ﾁｪｰﾝｿｰ運転		単位	日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員 R0101		人	1			[ ][1　]
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ] 鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L K2035004	0,岩石工の割増対象にしない,普通,0日,交替制を適用しない,0,しない,しない,6時間	日	1			単　51号 90-20-35　[ ][1　]
諸雑費(率+まるめ) ZS8000004	3%	式	1			[1][　]
合計						
単価						円／日

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　46号 DY1415	木くず運搬	人力積込,有,0km超え5km未満	単位	t	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級 K0301001	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	日	1.26			単　52号 90-03-01
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／t

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　47号 DY1415	木くず運搬	人力積込,有,0km超え5km未満	単位	t	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級 K0301001	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	日	1.26			単　53号 90-03-01
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／t

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　48号 DY1415	木くず運搬	人力積込,有,10km以上20km未満	単位	t	単位数量	10	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級 K0301001	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	日	3.14			単　52号 90-03-01
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／t

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　49号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B R0804		人	1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／人日

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　50号	現場環境改善費(積上)		単位	式	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
みやこ杣木看板 1100×1400 Z330640020		枚	1			
合計						

3次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　51号 K2035004	ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ] 鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	0,岩石工の割増対象にしない,普通,0日,交替制を適用しない,0,しない,しない,6時間	単位	日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ Z006704001		L	2.28			
ﾁｪﾝｿｰ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ] 鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L M002035004	運転日当り運転時間:6h	日	1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／日

3次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　52号 K0301001	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	単位	日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(一般) R0115		人	1			
軽油 Z006702002		L	20			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級 M000301001	機械条件:供用　持込	供用日	1.35			
ﾀｲﾔ損耗費 2～3t積級 良好 供用日 Z010020025		供用日	1.35			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／日

3次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　53号 K0301001	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級	20,岩石工の割増対象にしない,1,0時間,交替制を適用しない,0,しない,しない,0時間	単位	日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(一般) R0115		人	1			
軽油 Z006702002		L	20			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称2t積級 M000301001	機械条件:供用　持込	供用日	1.35			
ﾀｲﾔ損耗費 2～3t積級 良好 供用日 Z010020025		供用日	1.35			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／日

特　記　仕　様　書

工 事 名　：京都市立藤城小学校危険樹木対策工事
工事場所　：京都市伏見区深草大亀谷五郎太町３７番地

第１章　一般事項

（共通項目）

第１条　本工事の履行にあたっては、「設計図書」によるほか、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携という。）（令和８年８月　京都市）（※）」によらなければならない。

なお、作業の実施現場には、必ず請負工事必携及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）

２　本工事の履行にあたっては、工事請負契約書、共通仕様書、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、電気事業法（京都市自家用電気工作物保安規定を含む）、電気設備技術基準、有線電気通信法、電気通信事業法、電波法、有線テレビジョン法及び消防法並びにその他の関係法令を遵守すること。

３　本工事の履行にあたっては、請負者は可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務者等の調達に努めること。

第２条（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」の実施）

１　本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html）に基づいて実施する。ただし、「月単位の週休２日」は必須である。

２　受注者は、契約後すみやかに、「完全週休２日（土日）」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

３　「完全週休２日（土日）」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

４　「月単位の週休２日」が未達成のもので、明らかに受注者側に「月単位の週休２日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点を減ずる措置を行う場合がある。

５　受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

６　工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第３条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

１　本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html）に基づいて実施する。

２　受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

３　建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第４条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

⑴　休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
⑵　休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
⑶　勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
⑷　昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
⑸　作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
⑹　打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

（現場代理人等通知及び下請契約等の通知について）

第５条　現場代理人等通知及び下請負契約等の通知について

（１）受注者は、現場代理人を定め、書面をもってその氏名及び経歴を通知すること。また、現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者）及び下請負契約等に変更が生じた場合は、速やかに契約担当課に所定の様式をもって通知すること。

（２）受注者は、工事の主たる部分を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ再委託承諾申請書を発注者に提出し、承諾を得ること。

（３）受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を１名以上配置すること。
また、剪定作業中には、剪定作業責任者として下記の資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、（ア）の資格を有する者が望ましい。
剪定作業責任者は、施工計画書等に明記し、書面をもって通知すること。なお、剪定作業責任者は、主任技術者及び現場代理人を兼務することができるものとする。
（ア）街路樹剪定士（社団法人 日本造園建設業協会の認定資格）
（イ）造園技能士　２級以上（ただし、２級の場合は取得後２年以上の剪定業務経験が必要）
（ウ）街路樹等の剪定業務または、植栽工事に直接従事した実務経験が７年以上

（ア）を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写しを、（イ）を有する者は、２級技能検定合格証書の写しを提出すること。また、（ウ）を有する者は、経歴書に同等の経験がわかる経歴を記載のうえ、提出すること。

（４）現場代理人は、その運営、取締りを行うほか、請負者の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るものを除く。）を行使することができるものとし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ本市との連絡体制が確保されると監督職員が認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

（保険等）

第６条　受注者は、当該監督官公署から労働者災害補償保険の加入証明を受け、その証明書を速やかに監督職員に提出するものとする。

（法定外の労災保険の付保）

第７条　本工事において、受注者は法定外の労災保険に加入し、その証券の写しを速やかに監督職員に提出するものとする。

（工事実績情報の登録）

第８条　受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（日本建設情報総合センター）に基づき、工事情報の登録を行い、監督職員の確認後、(財）日本建設情報総合センターに登録手続きを行うとともに、登録内容確認書を監督職員に提出すること。

（前払金）

第９条　受注者は、工事契約後、前払金の支払いを請求することができる。ただし、前払金額は請負代金の４割以内とする。

（第１編１－１－１１　施工体制台帳）

第１０条　受注者は、工事を実施するために下請契約を締結するときは、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

２　第１項の受注者は、工事における各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、速やかに監督職員に提出しなければならない。

３　第１項の施工体制台帳及び第２項の施工体系図の作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」（最終改正：令和３年３月５日国官技第３１９号、国営建技第１６号）及び国土交通省の作成例を参考にすること。

４　第１項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、（２）から（９）の書面については、監督職員の指示に従い提出すること。
（※（６）（７）は、監理技術者補佐を置いた場合に適用）

（１）下請契約書（２次以下の下請契約書も含む）または発注書及び請書
（発注書及び請書による場合は、基本契約書または基本約款の添付が必要である。）

（２）監理技術者資格を有することを証する書面

（３）当該監理技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き３箇月以上の雇用関係があることを証する書面

（４）主任技術者資格を有することを証する書面

（５）当該主任技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、改札日において、引き続き３箇月以上の雇用関係があることを証する書面

（６）監理技術者補佐資格を有することを証する書面

（７）監理技術者補佐が作成建設業者の常勤の自社社員であり、改札日において、引き続き３箇月以上の雇用関係があることを証する書面

（８）建設業法に基づく許可書等、建設業の許可を有することを確認できる書面の写し（元請負者及び全ての下請負者）

（９）作業員名簿の作成（元請業者及び全ての下請業者）

５　第１項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、現場現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

＜名札の例＞

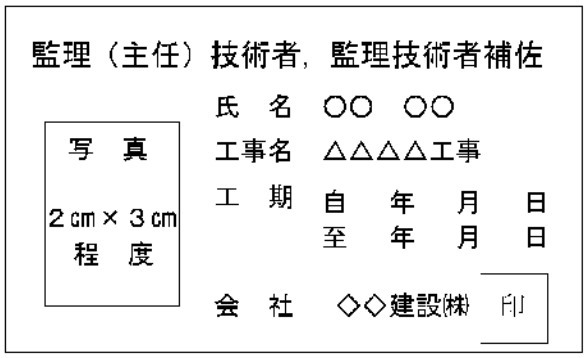

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注２）所属会社の社印とする。

６　第１項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図及び第４項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

（ワンデーレスポンス）

第１１条　この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。

・「ワンデーレスポンス」とは

工事の無駄な手待ちを無くし、工期短縮を目指すため、受注者（現場代理人等）からの質問・質疑に対して、発注者（監督職員）が解決策を原則１日（翌日まで）で回答する取組である。また、できる限り１日で回答するように努力するが、１日で回答できない場合でも、請負者に対して次の段取りができるように「回答期限」の通知を１日で行う。

（第１編１－１－１６　設計図書の変更）

第１２条　変更契約手続きを文書により確実に行うようにするため、作業の変更の際、文書による指示、協議がないものについては、契約変更の対象としない。

（施工計画書）

第１３条　受注者は、請負契約締結後速やかに「施工計画書作成要領」に従って施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、工事を実施すること。

２　作業着手時期及び作業範囲については、監督職員と協議の上、週間工程表及び月間工程表を監督職員に提出すること。

３　受注者は過積載防止について、具体的内容を施工計画書に記載すること。

（第１編１－１－１９　建設副産物に関する取扱い）

第１４条　工事で発生した資源化可能な剪定枝等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬出し、リサイクルすること。ただし、病害虫に侵食された樹木については、この限りではない。【表－１】に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）

２　自社処分を行う場合は、【表－２】に示す処分地等に関する資料を提出すること。また、自社処分を行うことにより、処分費が減額になる場合は、設計変更の対象とする。

【表－１】　建設副産物受入場所

建 設 副 産 物	受　入　場　所	備　　考
発生木材 （枝葉、幹）	京都市から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L＝4.8km
発生木材 （ツル、竹）	京都市から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区樫原秤谷町39-1	設計運搬距離 L＝11.8km

【表－２】　自社処分を実施する場合の提出資料

１．	位置図
２．	平面図
３．	公図
４．	登記簿謄本
５．	現地写真
６．	循環型社会推進部廃棄物指導課との協議書
７．	見積書

（作業実施中の安全確保）

第１５条　受注者は、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、これを施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。共通仕様書 1-1-1-28「工事中の安全確保」、及び 1-1-1-34「交通安全管理」を厳守するとともに、現場及び一般車両の安全管理に努めること。

２　受注者が実施する安全・訓練等は、作業着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てることとし、その実施内容については、下記の項目から適宜選択するものとする。

（１）　安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
（２）　本工事内容等の周知徹底
（３）　土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
（４）　本工事における災害対策訓練
（５）　本工事現場で予想される事故対策
（６）　その他、安全・訓練等として必要な事項

３　安全・訓練等の実施状況は、写真に記録し、月報、打合簿等にて監督職員に報告すること。

（第１編１－１－３２　環境対策（排出ガス対策型建設機械））

第１６条　受注者は、本工事において、下表に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は作業現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

１次基準ラベル　　２次基準ラベル　　３次基準ラベル

参考図　排出ガス対策型建設機械指定ラベル（一般工事用）

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

（第１編１－１－３２　環境対策（低騒音型及び超低騒音型機械の使用））

第１７条　本工事の施工にあたっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和６２年３月３０日建設省経機発第５７号）に基づき騒音、振動を防止することにより地域住民の生活環境を保全することが必要であると認められる区域である場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成１３年度国土交通省告示第４８７号）に基づき指定された低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械の使用原則を図る地域ではない場合であっても、地域住民の生活環境を保全するため必要がある場合には、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

なお、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない。）は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

また、低騒音型建設機械を使用する場合は、施工現場において使用する建設機械の「新基準’９７ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。「旧基準’８９ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため、建設機械メーカーに確認し、新基準’９７ラベルに貼替えを行うこと。

参考図
低騒音型建設機械指定ラベル
（’９７基準ラベル）

参考図
超低騒音型建設機械指定ラベル
（’９７基準ラベル）

（第１編１－１－34　交通安全管理）

第１８条 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員（1日当たりの編成人数）	編　　成	昼間・夜間・24時間の別	交替要員の有無
施工箇所及び出入口付近	1名	交通誘導警備員Ｂ 1名	昼　間	無

２ 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

（第１編１－１－４２　保険の付保及び事故の補償（建設業退職金共済制度について）

第１９条　受注者は、建設業退職金共済制度の趣旨及び行財政局管財契約部契約課の同制度推進依頼等に基づき、建設業退職金共済組合に加入し、発注者用掛金収納書（コピー不可、「工事名・発注者名(局名・工事担当課名)」を記載）を【別紙－１】の「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に貼り付け、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後１箇月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事契約締結後原則４０日以内）に工事担当課に提出（複数の工事を一括契約した場合は、工事ごとに「建設業退職金共済制度の掛金収納書」が必要）することとし以下による。

ただし、他の工事のために購入し、余った共済証紙は、本工事で使用することができるが、使用した場合は、他の工事において交付された掛金収納書の写しと証紙受払資料等の写しにより、当該工事で使用できる証紙の在庫を示す資料を提出すること。

１ 建設業退職金共済制度の対象となる労働者の共済手帳に、証紙を貼付すること。また、下請契約を締結する際には下請負業者に対して本制度の周知徹底を図ること。

なお、下請負業者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は受注者がその事務を代行すること。

２ 受注者において「建設業退職金共済制度の掛金収納書」の提出が不要な場合又は証紙が不要な場合は、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後１箇月以内にその理由を示す書類（様式自由）及びその理由に係る公的文書の写しを監督職員に提出すること。

３ 下請負業者において証紙が不要な場合は、当該下請負業者から受注者宛てに辞退届（様式自由）及びその理由の分かる公的文書の写しを提出させ、特段の事情があると認めら

れる場合を除き、原則、下請負契約締結後 1 箇月以内にその写しを監督職員に提出すること。

4 現場の状況に応じて「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。また、朝礼等の時に説明をするなどして周知を行うこと。

5 工事完成時及び監督職員が提出を求めたとき、受注者は本制度の執行状況等の関係資料を監督職員に提出すること。

建設業退職金共済制度
適用事業主工事現場標識（シール）

また、建設業退職金共済制度については、「建設業退職金共済制度事業本部のホームページ」を参照。

（工事完了後の提出書類）

第２０条　工事完了後の提出書類は、請負工事必携によるほか下記の書類を提出すること。

（１）工事写真帳及び写真データ（CD-R）

デジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によるものとする。

１）写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材とする。

・デジタルカメラについては、有効画素数 100 万画素のものを使用する。

・プリンターについては、フルカラー600dpi 以上のものを使用する。

・インク・用紙等については、通常の使用条件の下で 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。

２）写真の信頼性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

３）工事写真帳は、写真（サービス版程度の大きさ。画像を印刷したものを含む。）に説明等を併記し、A4 版またはフリーアルバム 27×32cm で作成すること。なお、画像データについては、CD-R 等の電子媒体により提出するものとする。

第２章　施工管理関係

（作業計画）

第１条　工事の着手に先立って、学校関係者と現場打合せを実施するので、現場代理人は必ず出席すること。詳細については監督職員が別途指示する。

２　作業着手前に現場確認調査を行い、作業手順を検討したうえで、監督職員と協議した後に工事に着手すること。なお、各作業の開始時期については、監督職員の指示に従うこと。

（工程管理）

第２条　受注者は契約決定後直ちに計画工程表を作成し、監督職員に提出し承認を受けて、工程を管理するものとする。実施工程表は、工程が変更するごとに監督職員の指示に従い修正し提出すること。

２　請負者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

３　作業の進捗状況に関する報告書を提出すること。提出日は翌月５日までとする。

４　各作業樹木のランクは、【別紙－２】に示すとおりとする。

５　本工事の対象となる剪定・伐採の作業について、既に実施された形跡が見られる場合については、事前に監督職員に報告し、指示に従うこと。

（安全管理）

第３条　現場は、学校敷地内であり、十分に安全対策をとったうえで作業すること。

２　生徒または児童及び学校関係者等の進入がないように、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバー等で閉鎖すること。また、生徒または児童及び学校関係者等が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。

３　作業の際には、作業現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物または人畜に損傷がないよう十分に注意すること。与えた損害については請負者がその責に任ずるものである。

４　現場での作業期間中は、作業標示板、協力依頼板、作業範囲への立入防止措置等の安全施設を設置し、安全を確保すること。

５　法面での作業、擁壁天端付近等の高所での作業に際しては、事前に現地確認を行い、墜落防止措置等を施したうえで作業に臨むこと。

６　作業周辺道路へは、一切、資材運搬車等の作業用車両が待機や駐車することがあってはならない。作業関係者の車両についても同様である。

７　作業で使用する建設機械は日々回送を行い、作業区域内及び周辺に存置してはならない。

８　敷地内の樹木において、倒木の恐れのある樹木（樹勢の衰退、不自然な樹幹傾斜、根元の揺らぎ、材質腐朽菌による空洞化、子実体[キノコ]の発生及び樹幹の亀裂等。）を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、指示に従うこと。

（作業標示板の設置）

第４条　本工事の作業にあたっては、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成１８年３月３１日改正）」に従い、下記様式に示す作業標示板を設置しなければならない。

また、作業標示板の標示内容は、事前に監督職員の承諾を得ること。

様式　作業標示板（例）

（材料確認）

第５条　受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種･種別等	細　別	材料・資材・製品
中低木植栽工	サツキツツジ	サツキツツジ 土壌改良材（バークたい肥、ピートモス）

（市民対応）

第６条　本工事は、公共性の高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。

２　作業中、学校関係者からの要望、近隣住民及び通行車両等からの苦情、事故の発生などがあった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

（出来高管理）

第７条　本工事は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は請負工事必携に準じるが、工事名、工種、樹種、ランク、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－３】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は【別紙－４】による。

（提出書類）

第８条　受注者は、関係書類を指定期日までに提出しなければならない。なお、請負工事必携に記載の無い書類の提出が必要な場合については、別途指示するものとする。

（検査）

第９条　受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、検査に必要な資料として作業写真、出来高数量表、処分伝票、その他監督職員の指示した資料を提出しなければならない。

（作業上の留意事項）

第１０条　本作業においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を充分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。

２　作業の対象となる樹木のうち、マーキングテープが巻かれた樹木については、テープに示す番号と設計図書に示す樹木番号を照らし合わせ、確認したうえで作業を行うこと。

３　剪定の基本的な方法

（１）樹木は、修景上、管理上特に必要となる場合をのぞき自然形仕立てとする。

（２）若木の剪定は、将来の主枝の配置を考慮し、不必要な枝は幹際から切除すること。

（３）切り口はきれいに仕上げ、切断面（直径１０㎝以上、サクラ類は直径５㎝以上）には、切断後すぐに癒合剤を塗布すること。

（４）剪定位置は、外芽の直上で、カックイを残してはならない。

（５）腐朽の原因となるブツ切りは行ってはならない。

（６）外周樹木の剪定仕上がりは、【図－１】を標準とする。樹種特性、地形等を考慮して仕上げるものとするが、これにより難い場合は監督職員の指示に従うこと。

４　軽剪定

伸びすぎた枝や葉を軽く切り揃えることを目的とする剪定で、木の形や骨格を大きく変えず、樹木の適性に応じ最も適切な方法により行う。

５　基本剪定

樹木の骨格形成を目的とする剪定で、樹木の適性に応じ最も適切な方法により行う。

６　伐採

伐採作業において、根株は利用者の危険のないよう処理すること。

（第１編１－１－２８　工事現場の現場環境改善等）

第１１条　本工事においては、現場環境改善費等（率分）は計上していない。現場環境改善等（積上げ分）の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

項目	仕様	設置枚数
作業標示板	・みやこ杣木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・看板サイズは 1400×1100 ㎜とする。 ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に工事内容を印字する（文字数：１５０字程度）	１枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

※　「みやこ杣木」とは、京都市木材地産表示制度実施要綱第２条に規定する京都市認証木材のことをいう。納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷証明書」（同要綱第３条第３項）の原本又は写しを提出すること。

第３章　その他事項

（情報共有システムの利用）

第１条

１　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン　（令和６年３月）（※)」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

２　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

３　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

４　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

第２条　本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

１　目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案)」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案)」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

２　実施内容

（１）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ　遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案)」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するもの

とする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

（植栽工事における植替え）

第３条

１　植栽樹木等が工事完了引渡後１年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね２／３以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね１／３以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

２　干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。

３　植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から１年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。

４　本工事における樹木等とは、次のものをいう。

サツキツツジ

５　以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽工	中低木植栽工	サツキツツジ	

<図－１>

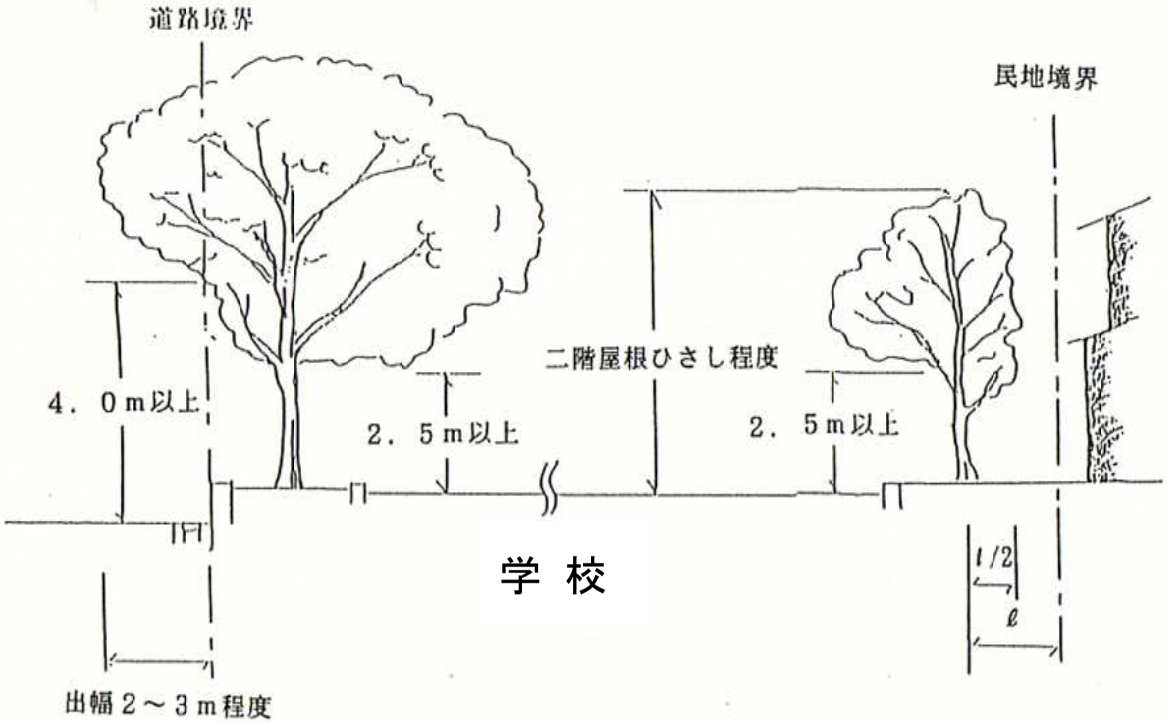

建設業退職金共済制度の掛金収納書

発注者　　殿

工事番号および工事名

総工事費　　円

受注者（元請）

住　所

名　称

共済契約者番号

共済証紙購入額　　円

掛金収納書提出用台紙

掛金収納書を貼る（契約者から発注者用）

当該工事における共済証紙購入の考え方（該当する□に✓をチェックして下さい）

□1. 発注者の指示のとおり

□2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数		販売価格		
人日	×	円	＝	円

□3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費		購入率 / 1,000		※加入率 / 70 %		
人	×		×	%	＝	円

□4. その他

購入額の根拠を記入

建設業退職金共済制度の掛金収納書（電子申請方式）

（共済契約者が発注者へ）

共済契約者番号	
共済契約者名 （法人または事業主氏名）	
JVの場合は 共同企業体名	

掛金収納書番号 （お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。）

収納年月日	

退職金ポイント購入額				
単価	購入日数		購入額	
310円 （中小企業用）		日		円
310円 （大手企業用）		日		円
合計		日		円

工事情報

工事の区分	
	公共
	民間
	その他

発注者名				
元請契約の工事番号および工事名				
総工事費			円	
当該工事の退職金ポイント購入の考え方				

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
税務処理には使用できません。
また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

電子印鑑

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

【別紙－２】

ラ ン ク 表

ランク	軽剪定 幹周（cm）	基本剪定 幹周（cm）	伐採 幹周（cm）
a			20 未満
b		26 以上 51 未満	20 以上 30 未満
c	51 以上 76 未満	51 以上 76 未満	30 以上 60 未満
d	76 以上 101 未満	76 以上 101 未満	60 以上 90 未満
e	101 以上 126 未満	101 以上 126 未満	90 以上 120 未満
f	126 以上 151 未満	126 以上 151 未満	120 以上 150 未満
g		151 以上 176 未満	150 以上 180 未満
h	176 以上 201 未満	176 以上 201 未満	180 以上 210 未満
i	201 以上 226 未満	201 以上 226 未満	210 以上 240 未満
j		226 以上 251 未満	
k	251 以上	251 以上	

【別紙－３】

写真整理の仕方

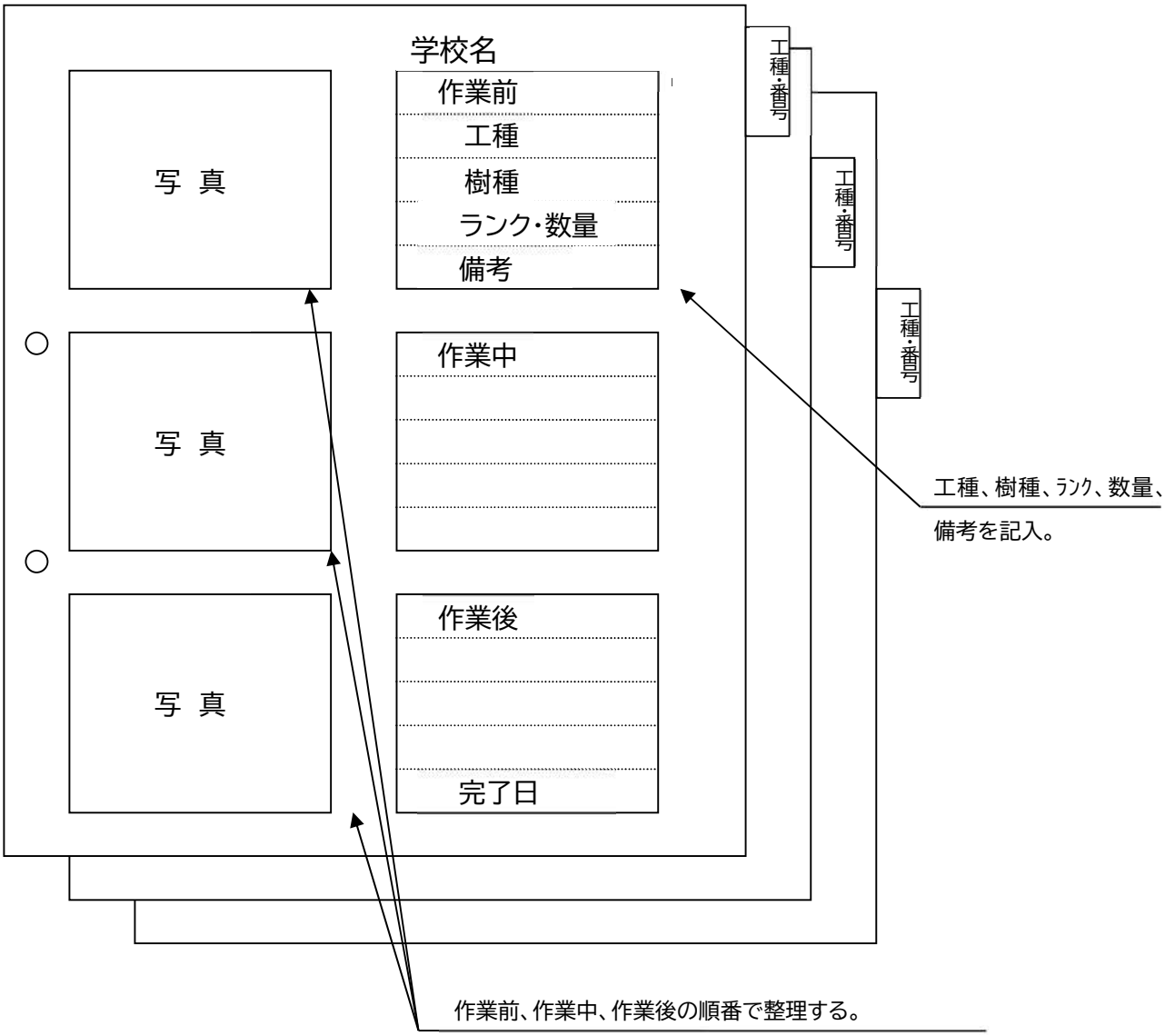

①作業写真は工種ごとに整理すること。

②写真帳には表紙と背表紙をつけること。

③表紙と背表紙には年度（令和○○年度）・工事名・履行場所・請負者名を記載すること。

④写真を提出する場合は、工事用Ａ４サイズの差込式で提出すること。

⑤提出時にはなるべく１冊にして提出すること。

【別紙－４】

写　真　撮　影　等　仕　様

軽剪定	剪定樹木５～１０本につき１組撮る。
基本剪定	剪定樹木５～１０本につき１組撮る。
伐採	伐採樹木５～１０本につき１組撮る。

※写真は作業前、作業中、作業後を１組とする。

位置図

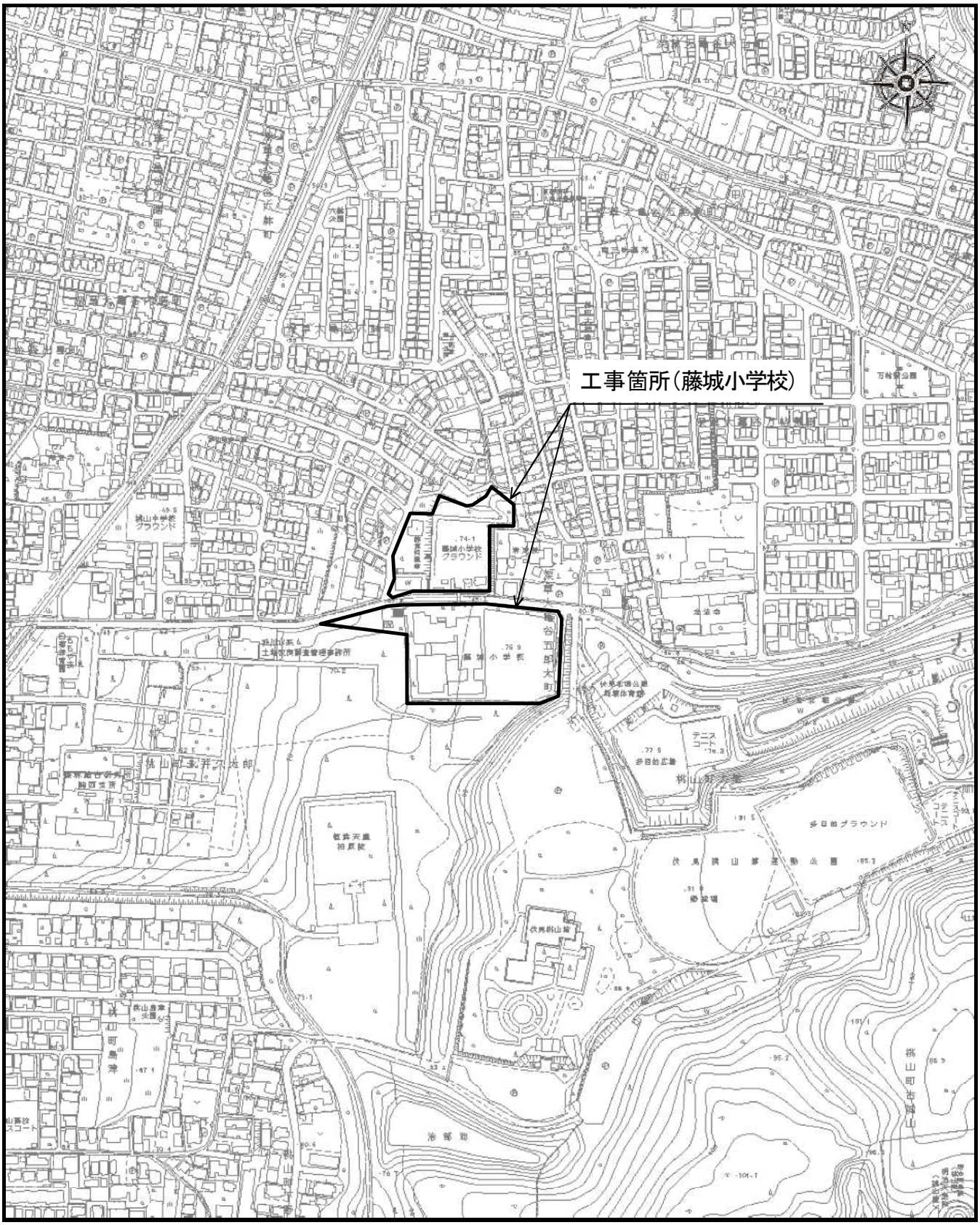

1 / 5000